

実施機関番号(香川県)

市町村名	特定疾患治療研究事業	
県内各市町村	51.37.601.0(自己負担なし)	※ 51.37.601.0については、平成26年12月診療分までの取扱い
	51.37.602.8(自己負担あり)	※ 51.37.602.8については、平成26年12月診療分までの取扱い

市町村名	乳幼児医療		ひとり親家庭等医療		重度心身障害者医療	
高松市	80.37.001.8	81.37.001.7	83.37.001.5		86.37.001.2	
丸亀市	80.37.002.6		83.37.002.3		86.37.002.0	
坂出市	80.37.003.4		83.37.003.1		86.37.003.8	
善通寺市	80.37.004.2		83.37.004.9		86.37.004.6	
観音寺市	80.37.005.9		83.37.005.6		86.37.005.3	
さぬき市	80.37.006.7	81.37.006.6	83.37.006.4		86.37.006.1	
東かがわ市	80.37.007.5	81.37.007.4	83.37.007.2		86.37.007.9	
三豊市	80.37.008.3		83.37.008.0		86.37.008.7	
土庄町	80.37.060.4		83.37.060.1		86.37.060.8	
三木町	80.37.062.0		83.37.062.7		86.37.062.4	
直島町	80.37.068.7	81.37.068.6	83.37.068.4	84.37.068.3	86.37.068.1	87.37.068.0
宇多津町	80.37.073.7		83.37.073.4		86.37.073.1	
琴平町	80.37.076.0		83.37.076.7		86.37.076.4	
多度津町	80.37.077.8		83.37.077.5		86.37.077.2	
まんのう町	80.37.089.3		83.37.089.0		86.37.089.7	
小豆島町	80.37.090.1		83.37.090.8		86.37.090.5	
綾川町	80.37.091.9		83.37.091.6		86.37.091.3	

※ 直島町:「84.37.068.3」及び「87.37.068.0」については、平成29年7月診療分までの取扱い

※ 高松市:「81.37.001.7」については、令和2年3月診療分までの取扱い

※ さぬき市:「81.37.006.6」については、令和5年7月診療分までの取扱い

市町村名	特定疾患医療		難病	
	(自己負担なし)	(自己負担あり)	(経過措置)	(原則)
香川県	91.37.601.2	91.37.602.0	94.37.501.1	94.37.601.9

※ 91.37.601.2及び91.37.602.0については、平成28年9月診療分までの取扱い